

# 市有地売却 応募要領

## 一般競争入札

- 申込み受付期間 令和7年10月20日（月）から  
令和7年11月10日（月）まで
- 入札書提出期間 令和7年10月20日（月）から  
令和7年11月17日（月）まで
- 開札 令和7年11月27日（木）午前10時  
市庁本館地下 第二集会室
- 問い合わせ先 市有地売却業務受託者（株）まるよし産業  
八戸市湊高台三丁目5-3 TEL0178-33-3211
- 提出先 八戸市内丸一丁目1-1 八戸市 総務部 行政管理課  
市庁本館2階 TEL0178-43-2111 内線3052

《 八戸市 総務部 行政管理課 》

## 1. 売却物件

| 物件<br>番号 | 土地の所在              | 地 目 | 面 積           | 用途地域             | 建ぺい率<br>容積率 | 最低入札価格      |
|----------|--------------------|-----|---------------|------------------|-------------|-------------|
| 1        | 大字白銀町<br>字三島下80-17 | 雑種地 | 1,193.00㎡     | 工業地域             | 60%<br>200% | 12,168,000円 |
| 2        | 大字白銀町<br>字三島下80-19 | 雑種地 | 290.00㎡<br>※1 | 工業地域             | 60%<br>200% | 9,597円/㎡    |
| 3        | 南郷大字市野沢<br>字黄檗18-8 | 宅 地 | 408.16㎡<br>※1 | 都市計画<br>区域外      | —200%       | 4,297円/㎡    |
| 4        | 売市四丁目22-13         | 宅 地 | 176.73㎡       | 第二種中高層住<br>居専用地域 | 60%<br>200% | 5,010,000円  |

※1 落札後に測量するので、面積が変わる可能性がある予定面積です。

※ 全て現状有姿による引渡しです。

※ 現場説明会は実施しませんので、ご自身で必ず現場をご確認ください。  
物件に関することは、市有地売却業務受託者にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

市有地売却業務受託者

(株)まるよし産業 八戸市湊高台三丁目5-3

Tel 0178-33-3211 FAX 0178-33-3255 (水曜・祝日定休)

## 2. 売却の方法

一般競争入札方式（最低入札価格以上で最高の価格を入札した方に売却）

- (1) 物件番号1、4（以下「総額入札物件」という。）は土地の総額、物件番号2、3（以下「単価入札物件」という。）は土地1平方メートル当たりの単価により入札します。
- (2) 売却価格は、総額入札物件は入札書に記載された金額、単価入札物件は入札書に記載された金額に測量後の面積を乗じて得た金額とします。

## 3. 申込み資格

個人又は法人が申込み資格者となります。ただし、次に掲げる者は申し込みできません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ていない者
- ③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日制定）第2条第3号に掲げる者
- ④ 市有地の売却において、落札者としての地位を失った日から2年を経過していない者

## 4. 申込みに必要な書類

- (1) 一般競争入札参加申込書 【様式1】 1通
- (2) 印鑑登録証明書（申込日前1か月以内に発行されたもの） 1通
- (3) 身分を証する書類（申込日前1か月以内に発行されたもの） 1通
  - ・ 個人の場合 本籍地の市町村長が発行した身分（身元）証明書（外国人の場合は、住民票）

※ 落札した場合、所有権移転登記のために住民票が必要となります。

・ 法人の場合 法人登記事項証明書

- (4) 入札保証金納入通知書発行依頼書【様式2】 1 通
- (5) 誓約書(暴力団排除措置)【様式3】 1 通
- (6) 役員名簿(法人の場合)【様式4】 1 通

※ 共有(連名)による申込みの場合は、共有者名簿【様式5】及び構成者全員分の印鑑登録証明書と身分を証する書類が必要です。共有者が法人である場合は、共有者の役員名簿【様式4】も必要です。

※ 共有名義で申込みの場合、同じ物件に個人又は法人として単独で申し込みすることはできません。

※ 共有名義で申込みの場合、入札は入札参加申込書に記載した代表者が行うことになります。

## 5. 入札参加申込み

- (1) 受付期間 令和7年10月20日(月)から令和7年11月10日(月)

午後5時まで(土・日曜日、祝日は受け付けしません。)

- (2) 申込み方法

- ① 持参又は郵送により提出してください。電話、ファックス、電子メール等での申込みはできません。
- ② 持参される方は、持参する日時について、あらかじめ電話でご連絡のうえ、平日の午前8時15分から午後5時までに提出してください。
- ③ 郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留で送付してください。受付期間内に届かない場合や書類に不備がある場合は、受け付けできません。

【提出先】 ※ 提出前に市有地売却業務受託者(株)まるよし産業より説明を受けてください。

〒031-8686

八戸市内丸一丁目1-1 八戸市総務部行政管理課 (八戸市庁本館 2階)

TEL0178-43-2111 内線 3052

- (3) 入札参加申込受付証の交付

- ① 申込みを受けた際、応募資格等を確認の上、資格があると認めた方に入札参加申込受付証(一般競争入札参加申込書の写しに受付印を押印したもの)を交付します。
- ② 郵送で申し込まれた方には、土・日曜日、祝日を除きおおむね3日以内に発送いたします。  
令和7年11月13日(木)までに届かない場合は、行政管理課にお問い合わせください。
- ③ 入札の執行前に申込み資格がないことが判明したとき又は申込み資格を失ったときは、参加資格者としての決定を取り消します。
- ④ 入札参加資格の確認を行うため、市が警察等関係機関に対して申込者及び共有者について照会を行うことについて、ご了承ください。(法人の場合、その役員等を含みます。)

## 6. 入札保証金

- (1) 入札参加申込み受付後、入札保証金として各自の入札金額(単価入札物件は、入札金額に予定面積を乗じて得た金額)の10%以上の額を、八戸市が発行する「納入通知書」により指定金融機関で納付してください。
- (2) 納入通知書は、持参による参加申込みをした方には、可能な限りその場で発行します。  
申込み当日に、納付を希望する場合は、金融機関の営業時間内に手続きが完了できるよう、余裕を持ってお越しください。  
郵送で申込みの方には、入札参加申込受付書に同封して送付します。

- (3) 落札者の入札保証金は契約保証金へ充当後、契約保証金から売却代金に充当します。  
なお、落札しても契約を締結しない場合の保証金は八戸市に帰属し、返還はいたしません。
- (4) 落札者以外の方が納付した入札保証金は、提出していただいた入札保証金返還請求書【様式8】に記載の口座へ後日振り込みます。入札保証金に利息は付しません。なお、返還には開札後4週間程度を要しますので、ご了承ください。

## 7. 入札に必要な書類

- (1) 入札参加申込受付書の写し
- (2) 入札書【様式6】 ※必ず入札書提出用封筒【様式7】に入札書のみを入れて封をし、割印してください。
- (3) 入札保証金納入通知書の写し ※納入済みで金融機関の領収印が押されたもの
- (4) 入札保証金返還請求書【様式8】 ※落札者以外の方へ入札保証金返還手続のため
- (5) 委任状【様式9】 ※代理人による入札の場合

## 8. 入札

- (1) 入札書提出期間 令和7年10月20日（月）から令和7年11月17日（月）  
午後5時まで（土・日曜日、祝日は受け付けしません。）
- (2) 入札方法
- ① 入札書に必要事項を記入し、実印を押印してください。入札書提出用封筒【様式7】を用意して必要事項を記入の上、入札書のみを入れて封をし、実印で割印をして提出してください。
- ② 共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込み時に定めた代表者の住所・氏名（法人の場合は前記同様）を記入し、実印を押印してください。
- ③ 入札保証金返還請求書【様式8】に必要事項を記入・実印を押印し、入札参加申込受付書の写し、入札保証金納入通知書の写しと、併せて提出してください。  
※入札書提出用封筒に入れないで提出
- ④ 代理人が入札する場合は、委任状【様式9】が必要です。入札書の押印と入札書提出用封筒の割印は、委任状の「代理人使用印」を使用してください。
- ⑤ 持参される方は、平日の午前8時15分から午後5時までに提出してください。
- ⑥ 郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留で送付してください。受付期間内に届かない場合や書類に不備がある場合は、受け付けできません。

### 【提出先】

〒031-8686

八戸市内丸一丁目1-1 八戸市総務部行政管理課 (八戸市庁本館 2階)

Tel0178-43-2111 内線 3052

- (3) 同一物件について、申込者は他人の代理人を兼ねることはできません。また、代理人は、同一物件について複数人の代理人となることはできません。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する入札は無効とします。
- ① 入札参加資格がない者の入札
- ② 所定の入札保証金を納付しない者の入札
- ③ 記載事項が不明な入札
- ④ 記名押印がない入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ その他入札条件に違反した入札
- (5) 公平性を確保するため、開札が終了するまでは、入札者情報及び入札者数等の質問には、お答えいたしません。

- (6) 一度提出した入札書の差替え、変更、取消しはできません。

## 9. 開札

- (1) 開札日時    **令和7年11月27日（木）**    午前10時開始    物件番号1から順次開札
- (2) 場    所    八戸市庁 本館地下 第二集会室
- (3) 開札の立会等
  - ① 開札への参加は任意ですが、入札者（入札参加申込者又は委任状による代理人）以外の入室は認めません。参加する場合は、確認のため、入札参加申込受付書の原本を持参してください。
  - ② 入札者の立会が全くない場合は、入札事務に関係のない八戸市職員を立合させて開札します。
  - ③ 開札に立会していない場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。
- (4) 落札者の決定方法
  - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、市が定めた最低入札価格以上で、かつ最高の価格を持って入札した者を落札者としします。
  - ② 最低入札価格以上で最高の価格を入札した方が2者以上ある場合、くじによって落札者を決定します。当該入札者が会場にいない場合、八戸市職員がくじを引きます。
  - ③ 落札者となるべき入札者について、入札参加資格の確認が開札までに終了していない場合は、当該入札者は落札候補者とし、落札者の決定は資格確認の終了後となります。
- (5) 開札の結果（落札者及び落札金額）は、落札者決定通知書【様式10】により、入札参加者全員に通知します。

## 10. 地位の喪失

次に該当する場合には、落札者は、その地位を失うことになります。

- (1) 落札者が、契約締結前に申込み資格を失ったとき。
- (2) 落札者又はその代理人が、正当な理由なく指定期日までに契約を締結しないとき。
- (3) 落札者が、正当な理由なく売払い財産の代金を支払わないとき。

## 11. 契約の締結、売買代金の納付等

- (1) 売買契約は、令和7年11月28日（金）から令和7年12月11日（木）までの期間内に締結します。なお、契約締結後に測量により面積の変更があった場合は、その旨を通知した日の翌日から起算して7日（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。）以内に変更契約を締結します。
- (2) 契約締結の際、納付済みの入札保証金は、契約保証金に充当します。
- (3) 売買代金は、測量完了後に締結する変更契約締結日（測量により面積に変更がない場合は、その旨を通知した日）から1ヶ月以内に納付していただきます。その際、契約保証金を売買代金に充当しますので、差額を納付してください。  
納付に当たっては、市が発行する納入通知書により指定金融機関に納付していただきます。
- (4) 落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は返還いたしません。
- (5) 契約書及び変更契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

## 12. 所有権の移転等

- (1) 売買代金全額が納付されたときに所有権が移転し、同時に引き渡すものとしします。
- (2) 土地の引渡しは、現況のままで行います。
- (3) 所有権の移転登記は、売買代金を完納し、登記に必要な書類等の提出後、市が行います。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

### 13. 契約上の主な特約

- (1) 売買契約では、契約締結の日から5年間は、以下の事項に関することが禁止されます。
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けること。
- (2) 上記の特約に違反した場合には、売買代金の3割に相当する金額を違約金として、市に支払っていただきます。

### 14. その他

- (1) 入札参加申込み、入札書の提出は持参か郵送によるものとし、それ以外の方法（FAX、Eメール等）は認めません。
- (2) 郵送の場合の郵便トラブルによる損害等については、八戸市は一切責任を持ちません。
- (3) 入札によって売却に至らない場合は、令和8年1月から先着順で公募する予定です。「1. 売却物件」にある最低入札価格で、最も早く申し込んだ方に売却します。
- (4) 本入札に関し必要な書類等の様式は、行政管理課及び市有地売却業務受託者に備えてあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。